



人権さんだ

NO. 470

2018は
世界人権宣言
70周年



平成29年度
三田市人権ポスター入賞作品

人権さんだは、みなさんに人権に関する気づきや情報などをお届けします。新たな発見や共感したことなどを含めてご意見、ご感想を人権推進課までお寄せください。
問い合わせ＝市民生活部市民文化室人権推進課
(559-5148 FAX 563-7776 eメールアドレス jinken_u@city.sanda.lg.jp)

人が大切にされる豊かなネットワーク社会をめざして

～インターネット差別書き込みモニタリング事業6月から開始！～

社会では、人権侵害をどのように防いでいるのですか？

このような状況の中で、人権を守っていくために新たにネット上のルールを作ったり、取り締まりや監視を行っ

- 主な人権侵害**
- ◆ 差別的な表現をしたり他人の名譽を傷つけたり、おとしめたり、こわがらせる情報を発信する。
 - ◆ 個人情報や人に知られたくない写真や動画などの情報を発信する。(プライバシーの侵害)
 - ◆ うわさ話やうそ、他人になりすまして情報を発信したりする。

どのような人権侵害が起きているのですか？

警察庁によると、平成29年のネットに関する相談件数は約13万件で、サイバー犯罪の検挙件数は約9000件となっています。また、法務局・地方務務局において新たに救済手続きを開始したネット上の人権侵害の事件数は、およそ2200件で、過去最高を記録しました。ネット上の人権侵害の事件数のうち、プライバシー侵害がおよそ1100件、名誉棄損が750件となっており、この2つで全体の85.1%を占めています。

現在、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどは、その手軽さや便利さゆえ、私たちの生活になくてはならないものとなってきています。これらの情報機器を使うことで知らず知らずのうちにネット社会が身近なものとなり、その便利さの反面、私たちはさまざまな問題にも直面しています。

今回は、その問題の中でもインターネットによる人権侵害とそれを防止する対策について考えていきます。

三田市の取り組み

平成12年前後からインターネットの普及により、匿名性の陰に隠れて、被差別部落や在日外国人などを誹謗中傷する差別表現が目立つようになりました。

市内でも、インターネットを利用して特定の地区を同和問題に関連した地区とする情報を流すなど、悪質な書き込みが発見されています。市では、それらの書き込みに対し、早期発見および拡散防止を図るため、6月からインターネットの掲示板などへのモニタリング(監視)を開始します。

主に人権に関する課題のあるサイトを中心に、市内の特定の住所や個人などに対する差別書き込みがないかモニタリングを行います。悪質な書き込みがあった場合は、削除要請

たりするなど、以下のように社会全体で規制しようとする動きがあります。

- ◆ ネット上で被害を受けた場合、その情報の発信元などに対して、発信者の情報を知らずしてできる法律が制定されました。
- ◆ 通信関連の4団体(※1)が、違法・有害情報の自主規制を行っています。
- ◆ 警察には、コンピューターネットワーク上で行われる犯罪を取り締まるサイバー犯罪対策課があります。ここでは、ネット上の犯罪を取り締まり、違法な情報や有害な情報を監視し対応するサイバーパトロールを行っています。

※1 (社)日本インターネットプロバ
イダー協会、(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会
および、(社)日本ケーブルテレビ連盟

まとめ

私たちは、インターネットの使い方や間違った使い方や正しい知識や技能、判断力を養う必要があります。そして、忘れてはならないことは、ネットを利用する私たち一人一人の人権意識です。たとえネット社会の中であっても、お互いに人を大切にする人権尊重の根本は、ネットの利便性を生かし、さらに人が大切にされる豊かなネットワーク社会を作り出すことが大切です。

自分を守るためにできること

インターネットに書き込むということは、自宅に大きな看板を掲げるようなものです。世界中の人がその内容を見ることができ、さまざまな感覚を持った人が内容を判断することとなります。一度発信した情報は、削除しても、全ての情報を削除できないことがあります。なぜなら、他人によって簡単にその情報をコピーや加工ができ、ネット上に拡散されると半永久的にその情報は残るからです。

また、インターネットに掲載された情報は、いたずらやストーカー行為など犯罪に利用される可能性もあります。そうならないために、自分の個人情報を安易に掲載しないことが大切です。

それでも、もし犯罪に巻き込まれたり、巻き込まれそうになったりした時には、一人で悩まず警察や下記の「インターネット関連の相談窓口」などに相談しましょう。

インターネット関連の相談窓口

三田市 人権に関する総合相談窓口

☎ 559-5062

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)9時～17時

FAX: 559-5063

E-mail: jinken_u@city.sanda.lg.jp

みんなの人権110番(法務局・地方法務局)

☎ 0570-003-110

月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8時30分～17時15分

URL: http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

兵庫県教育委員会

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

兵庫県内の児童生徒、保護者および学校から、パソコンや携帯電話を使ったインターネット上の誹謗中傷やいじめなどのトラブルについて相談を受付ます。

☎ 06-4868-3395

月曜～土曜(祝日・年末年始を除く)14時～19時

FAX: 06-4868-3396

E-mail: soudan@hyogokko.npos.biz

URL: http://hyogokko.npos.biz

